

臨時代理報告第 8 号

福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程の一部改正案

本件は、福岡市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年福岡市条例第 4 号）の一部改正に伴い、福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程について所要の改正を行う必要があったが、教育委員会を招集する暇がなかったため、福岡市教育委員会事務委任規則第 5 条第 1 項の規定により、令和 4 年 9 月 29 日次のように臨時代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 10 月 14 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程の一部改正

福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程（平成 14 年福岡市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正し、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

第 3 条（見出しを含む。）中「第 2 条の 3 第 3 号イ」を「第 2 条の 3 第 3 号ウ」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

第 3 条を第 3 条の 2 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（条例第 2 条の 3 第 3 号及び条例第 2 条の 4 の任命権者が定める特別の事情）

第 3 条 条例第 2 条の 3 第 3 号及び条例第 2 条の 4 の任命権者が定める特別の事情は、条例第 3 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事情とする。

第4条の見出し中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改め、同条中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に、「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「第3条第6号」を「第3条第5号」に改める。

第6条第1項中「第3条第8号」を「第3条第7号」に、「条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4の規定に該当する場合にあっては」を「次に掲げる場合は」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この号において「地方等育児休業」という。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合
- (3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第6条第2項ただし書中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に、「第3条第8号」を「第3条第7号」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 育児休業の期間の延長の請求は、書面により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに所属長を経て部長に行うものとする。

- (1) 条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）
 - (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業
 - (3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業
- 第6条に次の1項を加える。

4 第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程（平成14年教育委員会訓令第4号） 新旧
対照表

旧	新
<p>第1条～第2条（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（<u>条例第2条の3第3号イ</u>の任命権者が定める場合）</p> <p><u>第3条</u> <u>条例第2条の3第3号イ</u>の任命権者が定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>条例第2条の3第3号イ</u>に規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2) 常態として<u>条例第2条の3第3号イ</u>に規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であった者が次のいずれかに該当した場合</p> <p>ア 死亡した場合</p> <p>イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障がいにより当該子を養育することが困難な状態になった場合</p> <p>ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合</p> <p>エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14</p>	<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（<u>条例第2条の3第3号及び条例第2条の4の任命権者が定める特別の事情</u>）</p> <p><u>第3条</u> <u>条例第2条の3第3号及び条例第2条の4の任命権者が定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。</u></p> <p>（<u>条例第2条の3第3号ウ</u>の任命権者が定める場合）</p> <p><u>第3条の2</u> <u>条例第2条の3第3号ウ</u>の任命権者が定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>条例第2条の3第3号ウ</u>に規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2) 常態として<u>条例第2条の3第3号ウ</u>に規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であった者が次のいずれかに該当した場合</p> <p>ア 死亡した場合</p> <p>イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障がいにより当該子を養育することが困難な状態になった場合</p> <p>ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合</p> <p>エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14</p>

週間) 以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

(新設)

(条例第2条の4第2号の任命権者が定める場合)

第4条 前条の規定は、条例第2条の4第2号の任命権者が定める場合について準用する。この場合において、同条中「条例第2条の3第3号イ」とあるのは「条例第2条の4第2号」と、「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(条例第3条第6号のその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実)

第5条 条例第3条第6号のその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実は、次に掲げる事実とする。

(1)～(4) (略)

(育児休業の承認又は期間の延長の請求手続)

第6条 育児休業の承認の請求は、書面により行い、条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月 (条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2週間) 前までに所属長を経て職員部長(以下「部長」という。)に行うものとする。

週間) 以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

(条例第2条の4第3号の任命権者が定める場合)

第4条 前条の規定は、条例第2条の4第3号の任命権者が定める場合について準用する。この場合において、同条中「条例第2条の3第3号ウ」とあるのは「条例第2条の4第3号」と、「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(条例第3条第5号のその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実)

第5条 条例第3条第5号のその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実は、次に掲げる事実とする。

(1)～(4) (略)

(育児休業の承認又は期間の延長の請求手続)

第6条 育児休業の承認の請求は、書面により行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月 (次に掲げる場合は、2週間) 前までに所属長を経て職員部長(以下「部長」という。)に行うものとする。

(1) 条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この号において「地方等育児休業」という。))の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日と

<p>2 育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めるものとする。ただし、<u>非常勤職員が条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りではない。</u></p> <p>3 <u>第1項及び前項の規定は、育児休業の期間の延長の請求手続に準用する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第7条～第14条 (略)</p>	<p><u>された日が異なるときは、そのいずれかの日)) 以前の日である場合</u></p> <p><u>(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合</u></p> <p>2 育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めるものとする。ただし、<u>任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りではない。</u></p> <p>3 <u>育児休業の期間の延長の請求は、書面により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに所属長を経て部長に行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 条例第3条の2に規定する期間内においている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)</u></p> <p><u>(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業</u></p> <p><u>(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業</u></p> <p>4 <u>第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。</u></p> <p>第7条～第14条 (略)</p>
---	--

福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程の 一部改正案（概要）

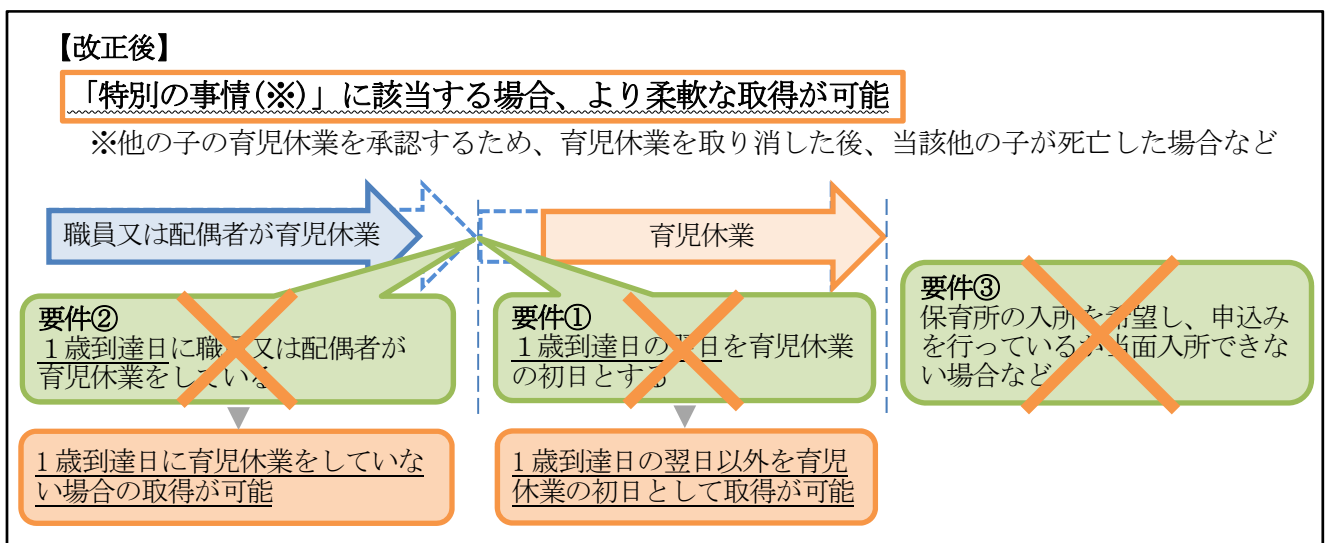
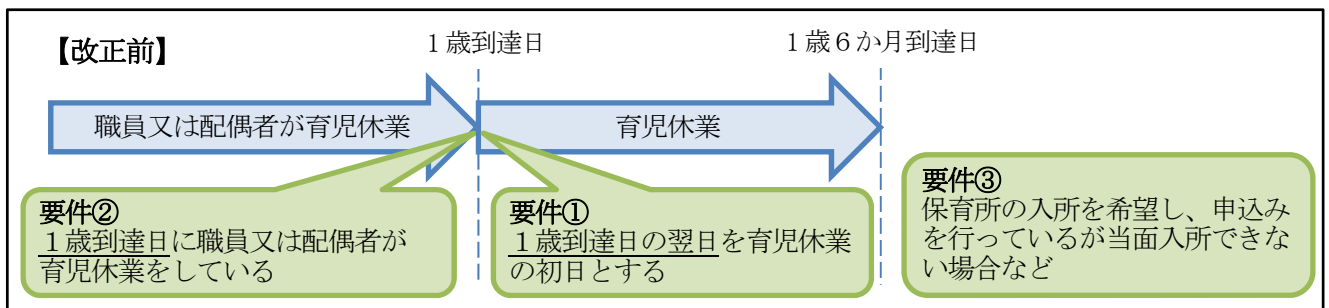
1 改正の理由

福岡市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年福岡市条例第 4 号。以下「育休条例」という。）の一部改正に伴い、非常勤職員が子の 1 歳以降に育児休業を取得する場合の要件等について、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 非常勤職員が子の 1 歳以降に育児休業を取得する場合の要件の柔軟化（第 3 条の 2 関係）

非常勤職員が子の 1 歳以降に育児休業を取得する場合の取得要件について、「任命権者が定める特別の事情」に該当する場合は、他の要件に関わらず 1 歳以降の育児休業が取得可能となるもの。



(2) 育児休業の請求期限の緩和（第 6 条関係）

子の出生後 8 週間以内の育児休業の請求期限について緩和するもの。

【改正前】 育児休業を始めようとする日の 1 月前

【改正後】 育児休業を始めようとする日の 2 週間前

(3) その他

その他条例改正に伴う規定の整備を行うもの。

3 施行期日

令和 4 年 10 月 1 日

任命権者が定める特別の事情について

○福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程（抜粋）

（条例第 2 条の 3 第 3 号及び第 2 条の 4 の任命権者が定める特別の事情）

第 3 条 条例第 2 条の 3 第 3 号及び条例第 2 条の 4 の任命権者が定める特別の事情は、条例第 3 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事情とする。

○福岡市職員の育児休業等に関する条例（抜粋）

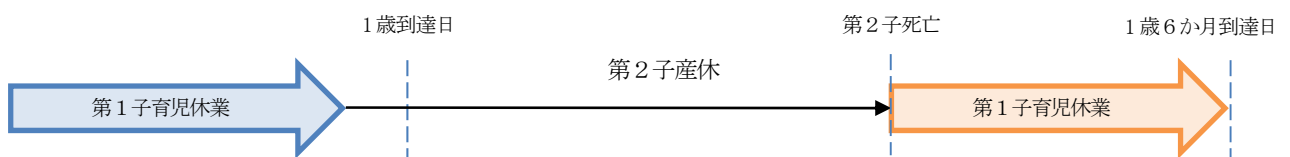
（育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情）

第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

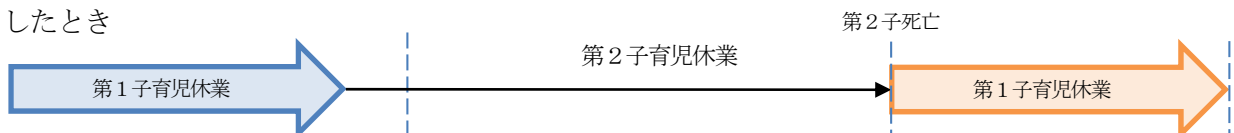
- (1) 育児休業をしている職員が、勤務条件条例第 9 条第 8 号の規定による産前の休暇若しくはこれに相当する休暇を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休暇又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 死亡した場合
 - イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合
- (2) 育児休業をしている職員が第 5 条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 前号ア又はイに掲げる場合
 - イ 民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合
- (3) 育児休業をしている職員が退職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該退職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

《事例》

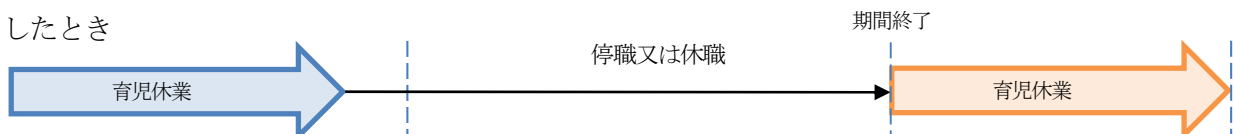
- (1) 他の子の産前・産後休暇により育児休業が終了した場合で、休暇の対象であった子が死亡したとき



- (2) 他の子の育児休業の請求により育児休業が終了した場合で、新たに休業の対象となった子が死亡したとき



- (3) 退職又は停職の処分を受けたことにより育児休業が終了した場合で、退職又は停職の期間が終了したとき



- (4) 負傷、疾病又は身体上・精神上の障がいにより育児休業が終了した場合で、状態が回復したとき

